

判決年月日	平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 0 年（行ケ）10188 号		
○ 拒絶査定不服不成立審決につき，本願発明と引用発明との相違点を看過した誤りがあるとして，審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（事案の概要）原告は発明の名称を「液体噴霧装置」とする特許についての出願（本願）をしたところ，特許庁から拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，同庁から請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。争点は，本願が特開平 7 - 289956 号公報（発明の名称「塗料スプレーガン」，出願人 ランズバーグ コーポレーション，公開日 平成 7 年 11 月 7 日。引用発明）との関係で進歩性を有するか（特許法 29 条 2 項），である。

（裁判所の判断）

「本願発明のライナーは，自立構造（自立性ないし保形性）を有するものであるのに対し，引用発明の袋は，内容物たる塗料がない状態では，自立性ないし保形性を有しないものである。審決が認定した一致点及び相違点は上記...のとおりであるところ，審決はこの相違点を看過している。」

「そして，本願発明のライナーは，自立性ないし保形性を有することにより，上記...のとおり，ライナー自身を収納容器として使用することも可能で，非使用時の保管・内容物の充填も容易となる等の作用効果を奏するものであるから，この相違点の看過が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり，原告主張の取消事由 1 は理由がある（なお，上記引用発明から本願発明に進歩性がない判断とすることも相当でない）。」